

## 議案第5号

### 平成25年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 予算

平成25年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,184千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成25年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,192 <sup>千円</sup>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,192
2 繰 越 金		13,125
	1 繰 越 金	13,125
3 諸 収 入		99,867
	1 県 預 金 利 子	311
	2 貸 付 金 元 利 収 入	99,298
	3 雑 入	258
歳 入	合 計	115,184

歳 出		
款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		115,184 <sup>千円</sup>
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	115,184
歳 出 合 計		115,184

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	平成26年度から 平成30年度まで	千円 102,936